

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改訂されます。

時間額653円(平成24年10月1日から)

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室（電話096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内

最低賃金の引き上げに対応した賃金の引上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワンストップで対応できる無料相談窓口を設置しました。(熊本・八代・玉名・天草・菊池の県内5ヶ所)

ご存知ですか？中小企業を応援する業務改善助成金

中小企業が、事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げる計画を策定し、毎年40円以上の賃上げを実施する場合に、要した費用の1/2を助成します。(上限100万円、下限5万円)

詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室（電話096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。